

神戸海星女子学院大学 授業料減免

2021年度 募集要項

【申込期限】 2021年5月28日（金）

【提出書類】 ① 願書（所定様式）

② 生計維持者の収入に関する証明書類（2020年1月～12月分・コピー可）

給与所得者：『源泉徴収票』

給与所得者以外の方：『確定申告書（控）』（税務署の受付印のあるもの）

※父母がいる場合はそれぞれの証明書、いない場合は代わって生計を支えている人の証明書が必要。

※ 緊急給付奨学金については 随時別途相談

授業料減免制度の概要

授業料減免制度（1種）

- 【資格】 ・本学の学生で、修学の熱意はありながら、経済的理由により修学の継続が困難と認められた者
- ・2年次生以上に在籍する者は、前年度単位取得率が90%、G.P.A. 2.5以上の者。
- ・生計維持者の年収金額が、基準額以下であること。

【減免額】 年間授業料の1/2

【募集】 毎年1回 一定の期間掲示により募集

【募集人数】 4名（各学年1名で在学中に1度限りを原則とする。）

授業料減免制度（2種）

- 【資格】 ・本学の学生で、修学の熱意はありながら、経済的理由により修学の継続が困難と認められた者
- ・2年次生以上に在籍する者は、前年度単位取得率が90%、G.P.A. 2.5以上の者。
- ・生計維持者の年収金額が、基準額以下であること。

【減免額】 年間授業料の1/4

【募集】 毎年1回 一定の期間掲示により募集

【募集人数】 4名（各学年1名で在学中に1度限りを原則とする。）

※ 授業料減免採用者決定時において納付すべき学納金に未納がある場合、減免額の一部又は全部を指定口座に振り込むことなく学納金に充当することがあります。

※ 「高等教育の修学支援新制度」の授業料減免を受ける者が、本学の授業料減免者として採用された場合は、納付すべき年間の授業料を限度として、授業料減免額について調整を行います。

神戸海星女子学院大学 授業料減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の学生で、修学の熱意はありながら、経済的理由により修学が困難と認められた者に対して、修学を継続させることを目的に授業料を減免する制度について定めたものである。

(種別)

第2条 授業料減免は、1種、2種、緊急の3種類とする。

(年額及び採用者数)

第3条 1種授業料減免の額は、年間授業料の2分の1とし、採用者数は4名以内とする。(各学年1名で在学中に1回限りを原則とする。)

2 2種授業料減免の額は、年間授業料の4分の1とし、採用者数は4名以内とする。(各学年1名で在学中に1回限りを原則とする。)

3 緊急授業料減免の額は、年間授業料の2分の1とし、採用者数は若干名とする。(在学中に1回限りを原則とする。)

(出願資格)

第4条 授業料減免を受ける者(以下「授業料減免者」という。)の資格は、神戸海星女子学院大学に在籍する学生で、向学心に富むが、学資の支弁の困難な者とする。学力および家計基準については、別に定める。

(募集)

第5条 授業料減免者の募集は、春学期に1回行う。なお、緊急授業料減免申請の場合は、この限りではない。

(申請手続)

第6条 1種又は2種授業料減免を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 願書(所定様式)

(2) 家庭の経済状況を証明するもの

2 緊急授業料減免を受けようとする者は、前項(1)(2)の書類の他に大学の定める書類を提出しなければならない。

(選考)

第7条 授業料減免者の採用は、日本学生支援機構基準を参考に、学生委員会で選考し、学長が決定する。

(採用手続)

第8条 授業料減免者として採用された者は、すみやかに所定の手続を取り、誓約書を提出しなければならない。手続を怠った場合は、採用を取り消すことがある。

(授業料減免の方法)

第9条 授業料減免は、採用手続完了後、届出口座へ振込みで行う。ただし、授業料減免採用決定後、当該時点において納付すべき学納金に未納がある場合、一部又は全部を届出口座へ振込むことなく授業料に充当する。

(授業料減免の取消及び返還)

第10条 学長は、授業料減免採用者が次の各号のいずれかに該当するときは、学生委員会の議を経て、授業料減免を取り消し、返還を求めるものとする。

- (1) 休学又は退学となったとき、もしくは除籍となったとき
 - (2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
 - (3) その他授業料減免採用者の資格に著しく欠けるものがあると認められたとき
 - (4) 授業料減免を必要としなくなったとき
- (補則)

第11条 「高等教育の修学支援新制度」の授業料減免を受ける者が、本学の授業料減免者として採用された場合は、納付すべき年間の授業料を限度として、授業料減免額について調整を行うものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。